宮城県公報

発　行
宮　城　県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目　次

告　示　　ページ

○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正　（水産林政総務課）　一

○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止　（水産業基盤整備課）　四

○保安林の指定の解除　（森林整備課）　四

○道路の区域変更　（道路課）　五

○海岸保全区域の変更（三件）　（河川課）　五

収用委員会

○一般国道三百九十八号雄勝１号事件裁決手続開始決定　一五

正　誤

○宮城県公報第六六号（令和元年十二月二十七日付け）中　一六

告　示

○宮城県告示第六十四号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年一月二十八日から施行する。

令和二年一月二十八日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の唐桑支所の地区）の項中

「

1．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
2．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
3．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとること目的とする漁業
4．総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
5．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びきとする漁業又は4に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとること目的とする漁業以外の漁業
6．小型定置漁業
7．大型定置漁業

」を

「

1．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びきとする漁業又は網若しくはすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業，敷網を併せ営む漁業
2．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとること目的とする漁業
3．総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
4．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，1から3までに掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとること目的とする漁業以外の漁業
5．小型定置漁業
6．大型定置漁業

」に改め、同表気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち鹿折の区域）の項中

「

1．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業

」を

「

1．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びきとする漁業，網若しくはすくい網を使用して小女子をとることを目的とする漁業，敷網を使用してこれらを併せ営む漁業

」に改め、同表気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の大谷本吉支所の地区のうち本吉出張所以外の区域）の項及び気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の大谷本吉支所の地区のうち本吉出張所の区域）の項中

「

１．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
２．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
３．総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
４．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，１から３までに掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
５．小型定置漁業

」を

「

１．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びき網若しくはすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業，敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
２．総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
３．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，１及び２に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
４．小型定置漁業

」に改め，同表南三陸町区域

（宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区）の項中

「

１．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
２．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
３．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
４．総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
５．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，１から４までに掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
６．小型定置漁業
７．大型定置漁業

」を

「

１．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びき網若しくはすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業，敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
２．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
３．総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
４．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，１から３までに掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
５．小型定置漁業
６．大型定置漁業

」に改め，同表南三陸町区域

（宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区）の項中

「

１．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
２．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
３．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
４．総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
５．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，１から４に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
６．小型定置漁業（９カ月未満）
７．小型定置漁業（９カ月以上）
８．大型定置漁業

」を

「

１．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びき網若しくはすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業，敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
２．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業

3．総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
4．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，1から3までに掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
5．小型定置漁業（9カ月未満）
6．小型定置漁業（9カ月以上）
7．大型定置漁業

」

に改め，同表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の北上町十三浜支所，河北町支所，雄勝町東部支所及び雄勝町雄勝湾支所の地区）の項中

「

1．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
2．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業

」

を

「

1．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びき網若しくはすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業

」

に改め，同表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区）の項中

「

2．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
3．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
4．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
5．総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
6．小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業）
7．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，1から6に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
8．小型定置漁業

」

を

「

2．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
3．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
4．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
5．小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業）
6．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，1から5までに掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
7．小型定置漁業

」

に改め，同表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち鮫浦の区域）の項及び石巻市区域（宮城県漁業協同組合の谷川支所の地区のうち泊浜の区域）の項中

「

2．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
3．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
4．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
5．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，1から4に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
6．小型定置漁業

」

を

「

2．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びき網若しくはすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
3．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
4．総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用して行う漁業
5．小型合併漁業（主として刺し網を営む漁業）
6．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，1から5までに掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
7．小型定置漁業

」

に改め，同表石巻市区域（牡

鹿漁業協同組合の地区）の項中

「

3．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
4．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
5．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，1から4に掲げる漁業並びに棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
6．小型定置漁業
7．大型定置漁業

」

を

「

3．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びき網若しくはすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業又は敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業，これらを併せ営む漁業
4．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，1から3までに掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
5．小型定置漁業
6．大型定置漁業

」

に改め，同表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の網地島支所及び表浜支所の地区）の項中

「

1．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
2．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業

」

を

「

1．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びき網若しくはすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業，敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業

」

に改め，同表女川町区域（宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区）の項中

「

4．総トン数20トン未満の漁船により船びき網又はすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業
5．総トン数20トン未満の漁船により敷網を使用して小女子をとることを目的とする漁業
6．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
7．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，1から6に掲げる漁業以外の漁業
8．小型定置漁業

」

を

「

4．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，船びき網若しくはすくい網を使用していさだをとることを目的とする漁業又はこれらを併せ営む漁業
5．総トン数20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業
6．総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって，1から5までに掲げる漁業以外の漁業
7．小型定置漁業

」

に改める。

○宮城県告示第六十五号

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成三十一年宮城県規則第十号）第二条第二号に規定する県計画において定める漁船漁業等に係る三十キログラム以上のくろまぐろの採捕の数量が、当該くろまぐろの管理期間（平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで）における知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めるので、同規則第三条第二号の規定により告示する。

なお、この告示に係る当該くろまぐろの採捕の停止期間は、令和二年一月二十八日から令和二年三月三十一日までとする。

令和二年一月二十八日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

○宮城県告示第六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和二年一月二十八日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字小浜四九の二、四九の三

二　保安林として指定された目的
　　魚つき
三　解除の理由
　　指定理由の消滅

○宮城県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年一月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年一月二十八日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　道路の種類　県道
二　路　線　名　女川牡鹿線
三　道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）	備考
石巻市大原浜隠里一番一地先から同市大原浜隠里七番七地先まで		前	一三・五～一八・〇	一四二・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後 A	一三・五～一八・〇	一四二・五	
		後 B	一三・五～一六・二	一五二・七	

○宮城県告示第六十八号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十年宮城県告示第千二百六十七号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月二十八日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

海岸の名称	大分類	中分類	小分類	指定区域
	三陸南沿岸	唐桑海岸	田の浜地区海岸	基点A点　気仙沼市唐桑町上鮪立二百七番一地先の北緯三八度五分〇一秒　東経一四一度三八分三一秒 基点B点　気仙沼市唐桑町上鮪立二百十四番二地先の北緯三八度五三分〇二秒　東経一四一度三八分二九秒 (ア)点　北緯三〇度八七分〇三秒　東経一四一度三八分五九秒 (イ)点　北緯三〇度八五分〇一秒　東経一四一度三八分六一秒 (ウ)点　北緯三〇度八五分〇一秒　東経一四一度三八分六九秒 (エ)点　北緯三〇度七五分〇一秒　東経一四一度三八分八〇秒 (オ)点　北緯三〇度七二分〇一秒　東経一四一度三八分七九秒 (カ)点　北緯三〇度七五分〇一秒　東経一四一度三八分七八秒 (キ)点　北緯三〇度七九分〇一秒　東経一四一度三八分八一秒 (ク)点　北緯三〇度八二分〇一秒　東経一四一度三八分八二秒 (ケ)点　北緯三〇度八三分〇一秒　東経一四一度三八分〇三秒 (コ)点　北緯三〇度八六分〇一秒　東経一四一度三八分二二秒 (サ)点　北緯三〇度四一分〇一秒　東経一四一度三八分五八秒 (シ)点　北緯三〇度五八分〇一秒　東経一四一度三八分六四秒 (ス)点　北緯三〇度五六分〇一秒　東経一四一度三八分六六秒 (セ)点　北緯三〇度五三分〇一秒　東経一四一度三八分六八秒 (ソ)点　北緯三〇度五一分〇一秒　東経一四一度三八分六九秒 (タ)点　北緯三〇度五四分〇一秒　東経一四一度三八分七〇秒 (チ)点　北緯三〇度五五分〇一秒　東経一四一度三八分七九秒 (ツ)点　北緯三〇度六二分〇一秒　東経一四一度三八分七二秒 (テ)点　北緯三〇度三一分〇一秒　東経一四一度三八分七八秒 (ト)点　北緯三〇度三八分〇一秒　東経一四一度三八分七五秒 (ナ)点　北緯三〇度四三分〇一秒　東経一四一度三八分七三秒 (ニ)点　北緯三〇度八三分〇一秒　東経一四一度三八分七二秒 (ヌ)点　北緯三〇度七三分〇一秒　東経一四一度三八分六二秒 (ネ)点　北緯三〇度八四分〇一秒　東経一四一度三八分六〇秒

(ｱｹ)点	(ｱｸ)点	(ｱｷ)点	(ｱｶ)点	(ｱｵ)点	(ｱｴ)点	(ｱｳ)点	(ｱｲ)点	(ｱｱ)点	(ン)点	(ヲ)点	(ワ)点	(ロ)点	(レ)点	(ル)点	(リ)点	(ラ)点	(ヨ)点	(ユ)点	(ヤ)点	(モ)点	(メ)点	(ム)点	(ミ)点	(マ)点	(ホ)点	(ヘ)点	(フ)点	(ヒ)点	(ハ)点	(ノ)点
三北緯三六八度五七の三分地点〇七秒〇〇七九東経一四一度三八分	三北緯三六八度二五三の三分地点〇九秒一二四東経一四一度三八分	三北緯三五八度八五三の三分地点〇秒六九四六東経一四一度三八分	三北緯三四八度〇八五一の三分地点〇秒五四三四東経一四一度三八分	三北緯三六八度五一五の三分地点〇秒三二五一東経一四一度三八分	三北緯三六八度四一五の三分地点〇秒九〇五〇東経一四一度三八分	三北緯三〇八度四八五の三分地点〇秒六六四四東経一四一度三八分	三北緯三九八度一八七の三分地点〇秒五六一八東経一四一度三八分	三北緯三九八度二七五の三分地点〇秒五四七八東経一四一度三八分	三北緯三八八度九六八の三分地点〇秒三八六八東経一四一度三八分	三北緯三八八度一五二の三分地点〇秒五三五四東経一四一度三八分	三北緯三八八度二五〇の三分地点〇秒三五四三東経一四一度三八分	三北緯三六八度八五八の三分地点〇秒二九〇〇東経一四一度三八分	三北緯三六八度一五〇の三分地点〇秒一〇五八東経一四一度三八分	三北緯三六八度二四五の三分地点〇秒七七二一東経一四一度三八分	三北緯三六八度三五七の三分地点〇秒六八二六東経一四一度三八分	三北緯三〇八度七三五の三分地点〇秒四一〇一東経一四一度三八分	三北緯三八八度八三五の三分地点〇秒四三四六東経一四一度三八分	三北緯三五八度一五六の三分地点〇秒四二四三九東経一四一度三八分	三北緯三五八度二五九の三分地点〇秒四二一〇八東経一四一度三八分	三北緯三八八度二五八の三分地点〇秒四一〇五一東経一四一度三八分	三北緯三〇八度五八五の三分地点〇秒一三九一一東経一四一度三八分	三北緯三〇八度六八七の三分地点〇秒一三一四七東経一四一度三八分	三北緯三〇八度七八九の三分地点〇秒一一七四二東経一四一度三八分	三北緯三〇八度八五〇の三分地点〇秒〇八四四七東経一四一度三八分	三北緯三〇八度二六三の三分地点〇秒〇八一六一東経一四一度三八分	三北緯三〇八度二七三の三分地点〇秒〇五二一九東経一四一度三八分	二北緯二九八度八七三の三分地点〇秒一五五八東経一四一度三八分	二北緯二八八度二五八の三分地点〇秒一七三一七東経一四一度三八分	二北緯二七八度九八五の三分地点〇秒一二一二東経一四一度三八分	二北緯二八八度三五四の三分地点〇秒二九六九東経一四一度三八分	二北緯二八八度四五三の三分地点〇秒四四一東経一四一度三八分

(ｱﾃ)点	(ｱﾖ)点	(ｱﾕ)点	(ｱﾔ)点	(ｱﾓ)点	(ｱﾒ)点	(ｱﾑ)点	(ｱﾐ)点	(ｱﾏ)点	(ｱﾎ)点	(ｱﾍ)点	(ｱﾌ)点	(ｱﾋ)点	(ｱﾊ)点	(ｱﾉ)点	(ｱﾈ)点	(ｱﾇ)点	(ｱﾆ)点	(ｱﾅ)点	(ｱﾄ)点	(ｱﾃ)点	(ｱﾂ)点	(ｱﾁ)点	(ｱﾀ)点	(ｱｿ)点	(ｱｾ)点	(ｱｽ)点	(ｱｼ)点	(ｱｻ)点	(ｱｺ)点
三北緯三七秒四八四度五八の三分地点〇九秒九六二東経一四一度三八分	三北緯三六秒五二五の三分地点〇九秒九九六東経一四一度三八分	三北緯三七秒〇八五一の三分地点〇五秒〇一九二東経一四一度三八分	三北緯三〇秒八六五一の三分地点〇五秒〇三〇二東経一四一度三八分	三北緯三七秒八六八一の三分地点〇五秒一二〇七東経一四一度三八分	三北緯三七秒八八七四の三分地点〇五秒一八九一東経一四一度三八分	三北緯三八秒七一九の三分地点〇五秒四一〇八東経一四一度三八分	四北緯三〇秒三五三の三分地点〇五秒六四四東経一四一度三八分	四北緯三五秒八五九の三分地点〇五秒八九六一東経一四一度三八分	四北緯三〇秒五五七の三分地点〇五秒九五〇八東経一四一度三八分	五北緯三一秒〇三五の三分地点〇五秒二四九四東経一四一度三八分	五北緯三二秒八六五の三分地点〇五秒〇五六七東経一四一度三八分	五北緯三三秒八五五の三分地点〇五秒〇七四四東経一四一度三八分	五北緯三三秒八六五の三分地点〇五秒一八一七東経一四一度三八分	五北緯三五秒八二七の三分地点〇五秒一一七三東経一四一度三八分	五北緯三五秒八六五の三分地点〇五秒一〇二四東経一四一度三八分	五北緯三五秒八九九の三分地点〇五秒一三四六東経一四一度三八分	五北緯三六秒五一五の三分地点〇五秒一六五八東経一四一度三八分	五北緯三七秒八九六の三分地点〇五秒〇九六〇東経一四一度三八分	六北緯三八秒六六五の三分地点〇五秒〇五八三東経一四一度三八分	六北緯三六秒八五八の三分地点〇五秒〇六八五東経一四一度三八分	六北緯三五秒八六八の三分地点〇五秒二七九九東経一四一度三八分	六北緯三六秒八一七の三分地点〇五秒三八九九東経一四一度三八分	六北緯三七秒五五〇の三分地点〇五秒四七八五東経一四一度三八分	六北緯三八秒六六五の三分地点〇五秒四九七二東経一四一度三八分	七北緯三一秒八五二の三分地点〇五秒七二二四東経一四一度三八分	七北緯三一秒九四五の三分地点〇五秒八〇八三東経一四一度三八分	七北緯三二秒八五四の三分地点〇五秒七七五九東経一四一度三八分	七北緯三二秒八六五の三分地点〇五秒七六九五東経一四一度三八分	七北緯三三秒八一五の三分地点〇五秒七五一四七東経一四一度三八分	七北緯三四秒八一五の三分地点〇五秒〇一四七東経一四一度三八分

○宮城県告示第六十九号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十年宮城県告示第千二百六十七号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月二十八日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

海岸の名称			指定区域
大分類	中分類	小分類	
三陸南沿岸	本吉海岸	中島地区海岸	基点A点　気仙沼市本吉町道外百九十五番地先の北緯三八度八九分〇九秒一四七三六〇東経一四一度三一分〇九秒一　基点B点　気仙沼市中島百十四番地先の北緯三八度四一九本吉町中島地先の北緯三八度四七五六東経一四一度三〇分五〇秒二八　(ア)点　北緯三八度五三分〇四秒九九三一東経一四一度三八分　(イ)点　北緯三八度五五分〇五秒八〇五三東経一四一度三八分　(ウ)点　北緯三八度五七分〇七秒八〇八三東経一四一度三八分　(エ)点　北緯三八度五九分〇八秒二二三六東経一四一度三八分　(オ)点　北緯三八度六一分〇九秒三三三八東経一四一度三八分　(カ)点　北緯三八度六三分〇一秒三五二五東経一四一度三八分　(キ)点　北緯三八度六五分〇〇秒四一九〇東経一四一度三八分　(ク)点　北緯三八度六七分〇〇秒四七二九〇東経一四一度三八分　(ケ)点　北緯三八度六四分〇六秒四二四二東経一四一度三八分　(コ)点　北緯三八度六六分〇一秒八九二三七東経一四一度三八分　(サ)点　北緯三八度六八分〇二秒八三三八東経一四一度三八分　(シ)点　北緯三八度六〇分〇六秒六六四三東経一四一度三八分　(ス)点　北緯三八度五九分〇〇秒三二二〇東経一四一度三八分　(セ)点　北緯三八度五七分〇九秒一六八東経一四一度三八分　(ソ)点　北緯三八度五五分〇二秒五一一九四東経一四一度三八分　(タ)点　北緯三八度五三分〇六秒二七七三東経一四一度三八分　(チ)点　北緯三八度四九分〇七秒七三二東経一四一度三八分　(ツ)点　北緯三八度四七分〇五秒〇九七東経一四一度三八分　(テ)点　北緯三八度四五分〇一秒一一六三東経一四一度三八分　(ト)点　北緯三八度四三分〇八秒一八七東経一四一度三八分　(ナ)点　北緯三八度四一分〇三秒一一四五東経一四一度三八分　(ニ)点　北緯三八度三九分〇〇秒一〇八四東経一四一度三八分　(ヌ)点　北緯三八度三七分〇二秒六四八三東経一四一度三八分　(ネ)点　北緯三八度三五分〇八秒一六四三東経一四一度三八分　(ノ)点　北緯三八度三三分〇六秒一九二東経一四一度三八分　(ハ)点　北緯三八度三一分〇三秒六九九〇東経一四一度三八分　(ヒ)点　北緯三八度二九分〇七秒七二八三東経一四一度三八分　(フ)点　北緯三八度二七分〇四秒一〇八四東経一四一度三八分　(ヘ)点　北緯三八度二五分〇一秒一三八三東経一四一度三八分　(ホ)点　北緯三八度二三分〇〇秒三四一四東経一四一度三八分　(マ)点　北緯三八度二一分〇〇秒五一一五東経一四一度三八分　(ミ)点　北緯三八度一九分〇〇秒五一一五四東経一四一度三八分　(ム)点　北緯三八度一七分〇〇秒五七七五東経一四一度三八分　(メ)点　北緯三八度一五分〇〇秒五八二二東経一四一度三八分　(モ)点　北緯三八度一三分〇〇秒五七八二東経一四一度三八分　(ヤ)点　北緯三八度一一分〇〇秒五一一五東経一四一度三八分　(ユ)点　北緯三八度一〇分〇〇秒五七八一東経一四一度三八分　(ヨ)点　北緯三八度〇八分〇〇秒八二三八東経一四一度三八分　(ラ)点　北緯三八度〇六分〇〇秒三三三七東経一四一度三八分

| | | |

| | | |

○宮城県告示第七十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和五十年宮城県告示第千二百六十七号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年一月二十八日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

海岸の名称			指定区域	
大分類	中分類	小分類		
三陸南沿岸	歌津海岸	館浜地区海岸	基点A点	本吉郡南三陸町歌津字館浜百六十二番四地先の北緯三八度八分二二秒七四東経一四一度三二分
			基点B点	本吉郡南三陸町歌津字館浜二十二番三地先の北緯三八度二四分二五秒七二東経一四一度三二分
			(ア)点	北緯三八度二四分二八秒七二東経一四一度三二分
			(イ)点	北緯三八度二二分七九秒八一東経一四一度三二分
			(ウ)点	北緯三八度二〇分八一秒一東経一四一度三二分
			(エ)点	北緯三八度一九分七七秒一東経一四一度三二分
			(オ)点	北緯三八度一六分二四秒二東経一四一度三二分
			(カ)点	北緯三八度一四分二六秒一東経一四一度三二分
			(キ)点	北緯三八度一二分二〇秒一東経一四一度三二分
			(ク)点	北緯三八度一〇分二〇秒一東経一四一度三二分
			(ケ)点	北緯三八度一〇分一四秒一東経一四一度三二分
			(コ)点	北緯三八度一〇分二二秒一東経一四一度三二分
			(サ)点	北緯三八度一〇分二九秒一東経一四一度三二分
			(シ)点	北緯三八度一〇分三五秒一東経一四一度三二分
			(ス)点	北緯三八度一〇分四〇秒一東経一四一度三二分
			(セ)点	北緯三八度一〇分四四秒一東経一四一度三二分
			(ソ)点	北緯三八度一〇分四九秒一東経一四一度三二分
			(タ)点	北緯三八度一〇分五四秒一東経一四一度三二分
			(チ)点	北緯三八度一〇分五九秒一東経一四一度三二分
			(ツ)点	北緯三八度一〇分六四秒一東経一四一度三二分
			(テ)点	北緯三八度一〇分七〇秒一東経一四一度三二分
			(ト)点	北緯三八度一〇分七五秒一東経一四一度三二分
			(ナ)点	北緯三八度一〇分八〇秒一東経一四一度三二分
			(ニ)点	北緯三八度一〇分八五秒一東経一四一度三二分
			(ヌ)点	北緯三八度一〇分九〇秒一東経一四一度三二分
			(ネ)点	北緯三八度一〇分九五秒一東経一四一度三二分

を順次結んだ線により囲まれた区域（注）座標は、世界測地系による。

A、B及びAの各点

(ア)点　北緯三八度二四分二八秒七二東経一四一度三二分
(イ)点　北緯三八度二二分七九秒八一東経一四一度三二分
(ウ)点　北緯三八度二〇分八一秒一東経一四一度三二分
(エ)点　北緯三八度一九分七七秒一東経一四一度三二分
(オ)点　北緯三八度一六分二四秒二東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度一四分二六秒一東経一四一度三二分
(キ)点　北緯三八度一二分二〇秒一東経一四一度三二分
(ク)点　北緯三八度一〇分二〇秒一東経一四一度三二分
(ケ)点　北緯三八度一〇分一四秒一東経一四一度三二分
(コ)点　北緯三八度一〇分二二秒一東経一四一度三二分
(サ)点　北緯三八度一〇分二九秒一東経一四一度三二分
(シ)点　北緯三八度一〇分三五秒一東経一四一度三二分
(ス)点　北緯三八度一〇分四〇秒一東経一四一度三二分
(セ)点　北緯三八度一〇分四四秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度一〇分四九秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度一〇分五四秒一東経一四一度三二分
(チ)点　北緯三八度一〇分五九秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度一〇分六四秒一東経一四一度三二分
(テ)点　北緯三八度一〇分七〇秒一東経一四一度三二分
(ト)点　北緯三八度一〇分七五秒一東経一四一度三二分
(ナ)点　北緯三八度一〇分八〇秒一東経一四一度三二分
(ニ)点　北緯三八度一〇分八五秒一東経一四一度三二分
(ヌ)点　北緯三八度一〇分九〇秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度一〇分九五秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度一一分二〇秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度一一分二五秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度一一分三〇秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度一一分三五秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度一一分四〇秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度一一分四五秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度一一分五〇秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度一一分五五秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度一一分六〇秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度一一分六五秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度一二分七〇秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度一二分七五秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度一二分八〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度一二分八五秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度一二分九〇秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度一二分九五秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度一三分〇〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度一三分〇五秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度一三分一〇秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度一三分一五秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度一三分二〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度一三分二五秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度一三分三〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度一三分三五秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度一三分四〇秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度一三分四五秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度一三分五〇秒一東経一四一度三二分
(ナ)点　北緯三八度一三分五五秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度一三分六〇秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度一三分六五秒一東経一四一度三二分
(ウ)点　北緯三八度一三分七〇秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度一三分七五秒一東経一四一度三二分
(ク)点　北緯三八度一三分八〇秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度一三分八五秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度一三分九〇秒一東経一四一度三二分
(ケ)点　北緯三八度一三分九五秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度一四分〇〇秒一東経一四一度三二分
(コ)点　北緯三八度一四分〇五秒一東経一四一度三二分
(エ)点　北緯三八度一四分一〇秒一東経一四一度三二分
(テ)点　北緯三八度一四分一五秒一東経一四一度三二分
(ア)点　北緯三八度一四分二〇秒一東経一四一度三二分
(サ)点　北緯三八度一四分二五秒一東経一四一度三二分
(キ)点　北緯三八度一四分三〇秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度一四分三五秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度一四分四〇秒一東経一四一度三二分
(ス)点　北緯三八度一四分四五秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度一四分五〇秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度一四分五五秒一東経一四一度三二分
(ヲ)点　北緯三八度一四分六〇秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度一四分六五秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度一四分七〇秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度一四分七五秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度一四分八〇秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度一四分八五秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度一四分九〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度一四分九五秒一東経一四一度三二分
(コ)点　北緯三八度一五分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ヲ)点　北緯三八度一五分〇五秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度一五分一〇秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度一五分一五秒一東経一四一度三二分
(ヲ)点　北緯三八度一五分二〇秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度一五分二五秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度一五分三〇秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度一五分三五秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度一五分四〇秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度一五分四五秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度一五分五〇秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度一五分五五秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度一五分六〇秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度一五分六五秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度一五分七〇秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度一五分七五秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度一五分八〇秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度一五分八五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度一五分九〇秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度一五分九五秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度一六分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度一六分〇五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度一六分一〇秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度一六分一五秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度一六分二〇秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度一六分二五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度一六分三〇秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度一六分三五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度一六分四〇秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度一六分四五秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度一六分五〇秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度一六分五五秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度一六分六〇秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度一六分六五秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度一六分七〇秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度一六分七五秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度一六分八〇秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度一六分八五秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度一六分九〇秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度一六分九五秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度一七分〇〇秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度一七分〇五秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度一七分一〇秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度一七分一五秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度一七分二〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度一七分二五秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度一七分三〇秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度一七分三五秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度一七分四〇秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度一七分四五秒一東経一四一度三二分
(ス)点　北緯三八度一七分五〇秒一東経一四一度三二分
(セ)点　北緯三八度一七分五五秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度一七分六〇秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度一七分六五秒一東経一四一度三二分
(チ)点　北緯三八度一七分七〇秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度一七分七五秒一東経一四一度三二分
(テ)点　北緯三八度一七分八〇秒一東経一四一度三二分
(ト)点　北緯三八度一七分八五秒一東経一四一度三二分
(ナ)点　北緯三八度一七分九〇秒一東経一四一度三二分
(ニ)点　北緯三八度一七分九五秒一東経一四一度三二分
(ヌ)点　北緯三八度一八分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度一八分〇五秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度一八分一〇秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度一八分一五秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度一八分二〇秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度一八分二五秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度一八分三〇秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度一八分三五秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度一八分四〇秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度一八分四五秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度一八分五〇秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度一八分五五秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度一八分六〇秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度一八分六五秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度一八分七〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度一八分七五秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度一八分八〇秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度一八分八五秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度一八分九〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度一八分九五秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度一九分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度一九分〇五秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度一九分一〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度一九分一五秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度一九分二〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度一九分二五秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度一九分三〇秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度一九分三五秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度一九分四〇秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度一九分四五秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度一九分五〇秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度一九分五五秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度一九分六〇秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度一九分六五秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度一九分七〇秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度一九分七五秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度一九分八〇秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度一九分八五秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度一九分九〇秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度一九分九五秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度二〇分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度二〇分〇五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二〇分一〇秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度二〇分一五秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度二〇分二〇秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度二〇分二五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二〇分三〇秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度二〇分三五秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度二〇分四〇秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度二〇分四五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二〇分五〇秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度二〇分五五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二〇分六〇秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度二〇分六五秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度二〇分七〇秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度二〇分七五秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度二〇分八〇秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度二〇分八五秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度二〇分九〇秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度二〇分九五秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度二一分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度二一分〇五秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度二一分一〇秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度二一分一五秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度二一分二〇秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度二一分二五秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度二一分三〇秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度二一分三五秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度二一分四〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二一分四五秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度二一分五〇秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度二一分五五秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度二一分六〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二一分六五秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度二一分七〇秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度二一分七五秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度二一分八〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二一分八五秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度二一分九〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二一分九五秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度二二分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度二二分〇五秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度二二分一〇秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度二二分一五秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度二二分二〇秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度二二分二五秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度二二分三〇秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度二二分三五秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度二二分四〇秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度二二分四五秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度二二分五〇秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度二二分五五秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度二二分六〇秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度二二分六五秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度二二分七〇秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度二二分七五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二二分八〇秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度二二分八五秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度二二分九〇秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度二二分九五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二三分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度二三分〇五秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度二三分一〇秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度二三分一五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二三分二〇秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度二三分二五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二三分三〇秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度二三分三五秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度二三分四〇秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度二三分四五秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度二三分五〇秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度二三分五五秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度二三分六〇秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度二三分六五秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度二三分七〇秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度二三分七五秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度二三分八〇秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度二三分八五秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度二三分九〇秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度二三分九五秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度二四分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度二四分〇五秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度二四分一〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二四分一五秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度二四分二〇秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度二四分二五秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度二四分三〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二四分三五秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度二四分四〇秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度二四分四五秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度二四分五〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二四分五五秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度二四分六〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二四分六五秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度二四分七〇秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度二四分七五秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度二四分八〇秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度二四分八五秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度二四分九〇秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度二四分九五秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度二五分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度二五分〇五秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度二五分一〇秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度二五分一五秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度二五分二〇秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度二五分二五秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度二五分三〇秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度二五分三五秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度二五分四〇秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度二五分四五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二五分五〇秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度二五分五五秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度二五分六〇秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度二五分六五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二五分七〇秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度二五分七五秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度二五分八〇秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度二五分八五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二五分九〇秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度二五分九五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二六分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度二六分〇五秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度二六分一〇秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度二六分一五秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度二六分二〇秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度二六分二五秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度二六分三〇秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度二六分三五秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度二六分四〇秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度二六分四五秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度二六分五〇秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度二六分五五秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度二六分六〇秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度二六分六五秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度二六分七〇秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度二六分七五秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度二六分八〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二六分八五秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度二六分九〇秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度二六分九五秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度二七分〇〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二七分〇五秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度二七分一〇秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度二七分一五秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度二七分二〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二七分二五秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度二七分三〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二七分三五秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度二七分四〇秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度二七分四五秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度二七分五〇秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度二七分五五秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度二七分六〇秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度二七分六五秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度二七分七〇秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度二七分七五秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度二七分八〇秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度二七分八五秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度二七分九〇秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度二七分九五秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度二八分〇〇秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度二八分〇五秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度二八分一〇秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度二八分一五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二八分二〇秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度二八分二五秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度二八分三〇秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度二八分三五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二八分四〇秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度二八分四五秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度二八分五〇秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度二八分五五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二八分六〇秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度二八分六五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二八分七〇秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度二八分七五秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度二八分八〇秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度二八分八五秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度二八分九〇秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度二八分九五秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度二九分〇〇秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度二九分〇五秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度二九分一〇秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度二九分一五秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度二九分二〇秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度二九分二五秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度二九分三〇秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度二九分三五秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度二九分四〇秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度二九分四五秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度二九分五〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二九分五五秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度二九分六〇秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度二九分六五秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度二九分七〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度二九分七五秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度二九分八〇秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度二九分八五秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度二九分九〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度二九分九五秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度三〇分〇〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度三〇分〇五秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度三〇分一〇秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度三〇分一五秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度三〇分二〇秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度三〇分二五秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度三〇分三〇秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度三〇分三五秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度三〇分四〇秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度三〇分四五秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度三〇分五〇秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度三〇分五五秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度三〇分六〇秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度三〇分六五秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度三〇分七〇秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度三〇分七五秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度三〇分八〇秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度三〇分八五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度三〇分九〇秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度三〇分九五秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度三一分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度三一分〇五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度三一分一〇秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度三一分一五秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度三一分二〇秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度三一分二五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度三一分三〇秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度三一分三五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度三一分四〇秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度三一分四五秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度三一分五〇秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度三一分五五秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度三一分六〇秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度三一分六五秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度三一分七〇秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度三一分七五秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度三一分八〇秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度三一分八五秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度三一分九〇秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度三一分九五秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度三二分〇〇秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度三二分〇五秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度三二分一〇秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度三二分一五秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度三二分二〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度三二分二五秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度三二分三〇秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度三二分三五秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度三二分四〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度三二分四五秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度三二分五〇秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度三二分五五秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度三二分六〇秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度三二分六五秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度三二分七〇秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度三二分七五秒一東経一四一度三二分
(ソ)点　北緯三八度三二分八〇秒一東経一四一度三二分
(ツ)点　北緯三八度三二分八五秒一東経一四一度三二分
(ネ)点　北緯三八度三二分九〇秒一東経一四一度三二分
(ノ)点　北緯三八度三二分九五秒一東経一四一度三二分
(ハ)点　北緯三八度三三分〇〇秒一東経一四一度三二分
(ヒ)点　北緯三八度三三分〇五秒一東経一四一度三二分
(フ)点　北緯三八度三三分一〇秒一東経一四一度三二分
(ヘ)点　北緯三八度三三分一五秒一東経一四一度三二分
(ホ)点　北緯三八度三三分二〇秒一東経一四一度三二分
(マ)点　北緯三八度三三分二五秒一東経一四一度三二分
(ミ)点　北緯三八度三三分三〇秒一東経一四一度三二分
(ム)点　北緯三八度三三分三五秒一東経一四一度三二分
(メ)点　北緯三八度三三分四〇秒一東経一四一度三二分
(モ)点　北緯三八度三三分四五秒一東経一四一度三二分
(ヤ)点　北緯三八度三三分五〇秒一東経一四一度三二分
(ユ)点　北緯三八度三三分五五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度三三分六〇秒一東経一四一度三二分
(ラ)点　北緯三八度三三分六五秒一東経一四一度三二分
(リ)点　北緯三八度三三分七〇秒一東経一四一度三二分
(ル)点　北緯三八度三三分七五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度三三分八〇秒一東経一四一度三二分
(ロ)点　北緯三八度三三分八五秒一東経一四一度三二分
(ワ)点　北緯三八度三三分九〇秒一東経一四一度三二分
(カ)点　北緯三八度三三分九五秒一東経一四一度三二分
(ヨ)点　北緯三八度三四分〇〇秒一東経一四一度三二分
(タ)点　北緯三八度三四分〇五秒一東経一四一度三二分
(レ)点　北緯三八度三四分一〇秒一

(ﾉ)点	(ﾊ)点	(ﾋ)点	(ﾌ)点	(ﾍ)点	(ﾎ)点	(ﾏ)点	(ﾐ)点	(ﾑ)点	(ﾒ)点	(ﾓ)点	(ﾔ)点	(ﾕ)点	(ﾖ)点	(ﾗ)点	(ﾘ)点	(ﾙ)点	(ﾚ)点	(ﾛ)点	(ﾜ)点	(ﾇ)点	(ﾖ)点	(ﾗ)点	(ﾘ)点	(ﾙ)点	(ﾚ)点	(ﾛ)点	(ﾜ)点	(ﾇ)点	(ﾖ)点	(ﾗ)点	(ﾘ)点
二北緯三八度四二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分
一点三秒〇六六一東経一四一度三二分	一点三秒〇五五九東経一四一度三二分	一点三秒〇四六〇東経一四一度三二分	一点三秒〇三七二東経一四一度三二分	一点三秒〇二九四東経一四一度三二分	一点三秒九〇四七東経一四一度三二分	一点三秒八九一一東経一四一度三二分	一点三秒八七一五東経一四一度三二分	一点三秒八四三三東経一四一度三二分	一点三秒八八六五東経一四一度三二分	一点三秒八四九八東経一四一度三二分	一点三秒八〇九八東経一四一度三二分	一点三秒七五九六東経一四一度三二分	一点三秒六三四六東経一四一度三二分	一点三秒六一二〇東経一四一度三二分	一点三秒六〇五一東経一四一度三二分	一点三秒五九九七東経一四一度三二分	一点三秒五九七九東経一四一度三二分	一点三秒五九一八東経一四一度三二分	一点三秒五九一五東経一四一度三二分	一点三秒五九六〇東経一四一度三二分	一点三秒五一三〇東経一四一度三二分	一点三秒四四〇九東経一四一度三二分	一点三秒三二七九東経一四一度三二分	一点三秒二四六二東経一四一度三二分	一点三秒〇四二〇東経一四一度三二分	一点三秒九七八二東経一四一度三二分	一点三秒八九四〇東経一四一度三二分	一点三秒七八五三東経一四一度三二分	一点三秒七九四三東経一四一度三二分	一点三秒七九四三東経一四一度三二分

(ｺ)点	(ｻ)点	(ｼ)点	(ｽ)点	(ｾ)点	(ｿ)点	(ﾀ)点	(ﾁ)点	(ﾂ)点	(ﾃ)点	(ﾄ)点	(ﾅ)点	(ﾆ)点	(ﾇ)点	(ﾈ)点	(ﾉ)点	(ﾊ)点	(ﾋ)点	(ﾌ)点	(ﾍ)点	(ﾎ)点	(ﾏ)点	(ﾐ)点	(ﾑ)点	(ﾒ)点	(ﾓ)点	(ﾔ)点	(ﾕ)点	(ﾖ)点	(ﾗ)点	(ﾘ)点	(ﾙ)点
二北緯三八度四二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分	二北緯三八度二分
一点三秒〇六東経一四一度三二分	一点三秒五四九東経一四一度三二分	一点三秒五〇七東経一四一度三二分	一点三秒四八六〇東経一四一度三二分	一点三秒四七三八東経一四一度三二分	一点三秒四五九七東経一四一度三二分	一点三秒四二四三東経一四一度三二分	一点三秒三二七六東経一四一度三二分	一点三秒二一二一東経一四一度三二分	一点三秒九七二九東経一四一度三二分	一点三秒七一五五東経一四一度三二分	一点三秒六八七九東経一四一度三二分	一点三秒六五七二東経一四一度三二分	一点三秒六一二七東経一四一度三二分	一点三秒五五八〇東経一四一度三二分	一点三秒五一三九東経一四一度三二分	一点三秒四六八九東経一四一度三二分	一点三秒四二五八東経一四一度三二分	一点三秒三九二五東経一四一度三二分	一点三秒三五一九東経一四一度三二分	一点三秒三二九三東経一四一度三二分	一点三秒三一五四東経一四一度三二分	一点三秒二九四五東経一四一度三二分	一点三秒二七一九東経一四一度三二分	一点三秒二〇三三東経一四一度三二分	一点三秒一二七四東経一四一度三二分	一点三秒一一〇一東経一四一度三二分	一点三秒〇九六五東経一四一度三二分	一点三秒〇八二七東経一四一度三二分	一点三秒〇七五九東経一四一度三二分

(ｲﾈ)点	(ｲｽ)点	(ｲﾆ)点	(ｲﾅ)点	(ｲﾄ)点	(ｲﾃ)点	(ｲﾂ)点	(ｲﾁ)点	(ｲﾀ)点	(ｲﾝ)点	(ｲﾋﾞ)点	(ｲｽﾞ)点	(ｲｼﾞ)点	(ｲﾔﾞ)点	(ｲｺﾞ)点	(ｲｹﾞ)点	(ｲｸﾞ)点	(ｲｷﾞ)点	(ｲｶﾞ)点	(ｲｵﾞ)点	(ｲｴﾞ)点	(ｲｳﾞ)点	(ｲｲﾞ)点	(ｲｱﾞ)点	(ｱﾝ)点	(ｱﾗﾞ)点	(ｱﾂﾞ)点	(ｱﾛﾞ)点	(ｱﾚﾞ)点	(ｱﾙﾞ)点	(ｱﾘﾞ)点
一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
北緯九秒	北緯八秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒	北緯二秒
三八二八度四〇二の分三五秒一一六三東経一四一度三二分	八二八度二〇二の分三点〇秒〇九二二東経一四一度三二分	四八四度〇二の分三点〇秒〇六八一東経一四一度三二分	五八五度〇四二の分三点〇秒一六五一東経一四一度三二分	四八五度六四二の分三点〇秒一五八八東経一四一度三二分	四三五度八六二の分三点〇秒一四九六東経一四一度三二分	五三五度〇四三の分三点〇秒一四四九東経一四一度三二分	三六三度八四二の分三点〇秒一三五六東経一四一度三二分	一三八度九四四の分三点〇秒一三二六東経一四一度三二分	八一八度二四四の分三点〇秒一〇六八東経一四一度三二分	八八三度四四四の分三点〇秒一〇五七東経一四一度三二分	九三〇度一四〇の分三点〇秒〇八一〇東経一四一度三二分	八五八度八四二の分三点〇秒〇六五〇東経一四一度三二分	九八二度二四八の分三点〇秒〇三一二東経一四一度三二分	八九八度七四一の分三点〇秒〇一四四東経一四一度三二分	八八八度七四九の分三点〇秒九九二三東経一四一度三二分	八八〇度一四〇の分三点〇秒九六三一東経一四一度三二分	五八五度二四七の分三点〇秒九二〇〇東経一四一度三二分	三八三度八四一の分三点〇秒八九三七東経一四一度三二分	八八八度一四四の分三点〇秒八六三三東経一四一度三二分	八八五度九四五の分三点〇秒八四三〇東経一四一度三二分	八八〇度二四一の分三点〇秒八一九〇東経一四一度三二分	八〇三度一四一の分三点〇秒七九八五東経一四一度三二分	八〇三〇度六四一の分三点〇秒七七八一東経一四一度三二分	八〇三〇度八四〇の分三点〇秒七六八一東経一四一度三二分	八〇三一度九四六の分三点〇秒七五八〇東経一四一度三二分	八八八度八四八の分三点〇秒七四三二東経一四一度三二分	八六八度八四三の分三点〇秒七一六八東経一四一度三二分	八八九度三四一の分三点〇秒七〇三〇東経一四一度三二分	八四二度二四五の分三点〇秒六七二九東経一四一度三二分	八九一度一四三の分三点〇秒六四三三東経一四一度三二分

(ｳｸﾞ)点	(ｳｷﾞ)点	(ｳｶﾞ)点	(ｳｵﾞ)点	(ｳｴﾞ)点	(ｳｳﾞ)点	(ｳｲﾞ)点	(ｳｱﾞ)点	(ｲﾝ)点	(ｲﾗﾞ)点	(ｲﾌﾞ)点	(ｲﾛﾞ)点	(ｲﾚﾞ)点	(ｲﾙﾞ)点	(ｲﾘﾞ)点	(ｲﾗ)点	(ｲﾖ)点	(ｲﾕﾞ)点	(ｲﾔﾞ)点	(ｲﾓﾞ)点	(ｲﾒﾞ)点	(ｲﾑﾞ)点	(ｲﾐﾞ)点	(ｲﾏﾞ)点	(ｲﾎﾞ)点	(ｲﾍﾞ)点	(ｲﾌﾞ)点	(ｲﾋﾞ)点	(ｲﾊﾞ)点	(ｲﾉﾞ)点	(ｲﾉ)点
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北緯六秒	北緯六秒	北緯六秒	北緯六秒	北緯六秒	北緯六秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯七秒	北緯八秒	北緯八秒	北緯八秒	北緯八秒	北緯八秒	北緯八秒	北緯八秒	北緯八秒	北緯八秒	北緯八秒	北緯九秒	北緯九秒
六三五八二度一四の地点	七三一八三度四四の地点	七三八六四度三四の地点	七三九八一度二七の地点	三九三四五度七四の地点	五四三八六度七四の地点	〇三九八一度九四の地点	〇三八一八度三四の地点	〇三〇三七度九四の地点	八三八〇三度九四の地点	八三七八〇度九四の地点	八八八八一度三四の地点	八八八八一度四四の地点	五八七八一度二四の地点	三五三七八度一四の地点	七三七八〇度二四の地点	七三七八九度〇四の地点	八三八三八度一四の地点	九八九五八度二四の地点	三〇三〇八度〇四の地点	八一八一八度三四の地点	〇三〇三一度五四の地点	一三一三八度七四の地点	九八九六四度九四の地点	四八二八二度二四の地点	二八一八三度一四の地点	〇八〇八五度七四の地点	七八七八八度一四の地点	三八〇三八度二四の地点	〇八〇八一度五四の地点	四八一四四度一四の地点
五秒四東経一四一度三二分	五秒〇〇七六東経一四一度三二分	五秒〇二五六東経一四一度三二分	五秒〇三六一東経一四一度三二分	五秒〇七四八東経一四一度三二分	五秒〇八四九東経一四一度三二分	五秒〇九四七東経一四一度三二分	五秒一〇六八東経一四一度三二分	五秒一一〇五東経一四一度三二分	五秒一二三三東経一四一度三二分	五秒一五八一東経一四一度三二分	五秒一七二一東経一四一度三二分	五秒一九三〇東経一四一度三二分	五秒二一六一東経一四一度三二分	五秒二二五〇東経一四一度三二分	五秒二四二五東経一四一度三二分	五秒二五二〇東経一四一度三二分	五秒二五六〇東経一四一度三二分	五秒二六一三東経一四一度三二分	五秒二六五三東経一四一度三二分	五秒二六八五東経一四一度三二分	五秒二三六二東経一四一度三二分	五秒二四〇二東経一四一度三二分	五秒二四一八東経一四一度三二分	五秒二四一三東経一四一度三二分	五秒二三八五東経一四一度三二分	五秒二三四三東経一四一度三二分	五秒二一九六東経一四一度三二分	五秒一五五〇東経一四一度三二分	五秒一四〇三東経一四一度三二分

| | | |

(ｴｸ)	(ｴｷ)	(ｴｶ)	(ｴｵ)	(ｴｴ)	(ｴｳ)	(ｴｲ)	(ｴｱ)	(ｴﾝ)	(ｴﾗ)	(ｴﾘ)	(ｴﾛ)	(ｴﾚ)	(ｴﾙ)	(ｴﾙ)	(ｴﾗ)	(ｴﾖ)	(ｴﾆ)	(ｴﾔ)	(ｴﾏ)	(ｴﾒ)	(ｴﾑ)	(ｴﾐ)	(ｴﾏ)	(ｴﾎ)	(ｴﾍ)	(ｴﾌ)	(ｴﾋ)	(ｴﾊ)	(ｴﾉ)	(ｴﾙ)	(ｴｦ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
北緯三八度四二分	五秒六四	北緯三二度二分	北緯三八度二分	四秒八四度四分	北緯三二度七分	四秒二八度二分	北緯三六度二分	四秒三七度〇分	北緯三〇度八分	五秒二四度二分	北緯三二度八分	五秒二八度三分	北緯三〇度三分	四秒三六度一分	北緯三八度七分	四秒二九度二分	北緯三八度八分	五秒二九度三分	北緯三二度七分	四秒三三度〇分	北緯三三度八分	五秒三九度二分	北緯三三度八分	四秒三九度二分	北緯三八度二分	四秒三六度四分	北緯三三度八分	四秒三六度八分	北緯三八度〇分	四秒三五度八分	北緯三八度二分
五秒二八東経一四一度三二分	六秒二六一東経一四一度三二分	六秒八五〇三東経一四一度三二分	六秒七七二九東経一四一度三二分	七秒一六四七東経一四一度三二分	七秒二八六九東経一四一度三二分	七秒六一八八東経一四一度三二分	八秒三一九四東経一四一度三二分	九秒〇四七一東経一四一度三二分	九秒二六九六東経一四一度三二分	九秒五九三九東経一四一度三二分	九秒八三五二東経一四一度三二分	〇秒一六八五東経一四一度三二分	〇秒三〇三七東経一四一度三二分	〇秒七三一六東経一四一度三二分	〇秒三七九七東経一四一度三二分	〇秒三二八五東経一四一度三二分	〇秒四八一六東経一四一度三二分	〇秒六四八〇東経一四一度三二分	一秒七九五三東経一四一度三二分	一秒六二八六東経一四一度三二分	一秒六六二三東経一四一度三二分	一秒五一一二東経一四一度三二分	一秒六四四三東経一四一度三二分	一秒六五四三東経一四一度三二分	一秒六七二二東経一四一度三二分	一秒九二九三東経一四一度三二分	一秒九五〇六東経一四一度三二分	一秒九六七五東経一四一度三二分	一秒九九五東経一四一度三二分	二秒〇二七〇東経一四一度三二分

(ｵｸ)	(ｵｷ)	(ｵｶ)	(ｵｵ)	(ｵｴ)	(ｵｳ)	(ｵｲ)	(ｵｱ)	(ｵﾝ)	(ｵﾗ)	(ｵﾘ)	(ｵﾛ)	(ｵﾚ)	(ｵﾙ)	(ｵﾗ)	(ｵｦ)	(ｵﾆ)	(ｵﾅ)	(ｵﾄ)	(ｵﾗ)	(ｵﾂ)	(ｵﾁ)	(ｵﾀ)	(ｵｿ)	(ｵﾂ)	(ｵｽ)	(ｵﾝ)	(ｵﾊﾞ)	(ｵｺ)	(ｵｹ)	(ｵｹ)
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五秒四七度四分	四秒四五度四分	北緯三六度二分	北緯三八度二分	四秒三九度二分	北緯三八度二分	四秒三六度二分	北緯三五度二分	四秒三四度二分	北緯三〇度二分	四秒三〇度二分	北緯三七度二分	四秒三九度二分	北緯三八度二分	四秒三八度二分	北緯三七度二分	四秒三六度二分	北緯三五度二分	四秒三三度二分	北緯三二度二分	四秒三〇度二分	北緯三九度二分	四秒三九度二分	北緯三七度二分	四秒三五度二分	北緯三三度二分	四秒三〇度二分	北緯三〇度二分	四秒三〇度二分	北緯三二度二分	四秒三五度二分
六秒七九一東経一四一度三二分	五秒八四五三東経一四一度三二分	四秒一一三〇東経一四一度三二分	三秒六七七三東経一四一度三二分	三秒三六二二東経一四一度三二分	三秒三二八四東経一四一度三二分	三秒一一八七東経一四一度三二分	二秒八〇六四東経一四一度三二分	二秒一六九三東経一四一度三二分	二秒〇〇八六東経一四一度三二分	一秒六八六九東経一四一度三二分	九秒四六一三東経一四一度三二分	九秒六七二二東経一四一度三二分	一秒五二五五東経一四一度三二分	一秒四三六四東経一四一度三二分	〇秒二三八一東経一四一度三二分	九秒八〇二五東経一四一度三二分	〇秒四〇六東経一四一度三二分	一秒四四三四東経一四一度三二分	一秒五八六三東経一四一度三二分	二秒〇一八三東経一四一度三二分	二秒九二〇〇東経一四一度三二分	二秒六八〇〇東経一四一度三二分	三秒九五七〇東経一四一度三二分	三秒三七三三東経一四一度三二分	四秒九七七七東経一四一度三二分	四秒五二五二東経一四一度三二分	五秒六八六八東経一四一度三二分	四秒九〇五九東経一四一度三二分

| | | |

（注）別表については，当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は，宮城県の執務時間を定める規則（平成元年４月１日宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

5　土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類

なし

6　裁決手続の開始を決定した年月日

令和２年１月17日

正　誤

○宮城県公報第六六号（令和元年十二月二十七日付け）中

ページ	段	行	正	誤
三	下	七	㈠　次の森林については、主伐は、択伐とする。 字日蕨第二　三の三（次の図に示す部分に限る。） ㈡　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	㈠　主伐に係る伐採種は定めない。
		八	㈢　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
		一〇	㈣　間伐に係る森林は、次のとおりとする。	㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。